

## 経済建設委員会記録

- 1 日 時 令和8年3月9日(月)  
午前10時00分 開会  
午前11時56分 閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 黒田真徳 副委員長 伊藤謙司  
委員 片平恵美 委員 山本健十郎  
委員 藤原雅彦 委員 篠原茂  
委員 伊藤優子
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した者
- ・副市長 赤尾禎司
  - ・港務局事務局  
事務局長 山下武 企画部技術監 岩本英浩  
港湾管理課長 西本吉宏
  - ・経済部  
部長 藤田清純 総括次長(営業推進監) 鈴木今日子  
次長(農林水産課長) 菅裕二 産業振興課長 佐藤秀樹  
観光物産課長 阿部広昭 地域交通課長 石川徹  
別子山支所長 近藤尚志 農林水産課技幹 川又洋一  
地域福祉課長 新元一司
  - ・建設部  
部長 高橋宣行 総括次長(都市計画課長) 町田京三  
国土調査課長 高橋良徳 道路課長 亀井英明  
建築住宅課長 不二浩通 建築指導課長 横山和良  
都市計画課技幹 井手義治 都市計画課主幹 庄野仁規  
道路課主幹 瀬崎知尋 道路課技幹 黒田雅人  
建築住宅課技幹 桑山善樹 建築指導課副課長 田中賢禅
  - ・上下水道局  
局長 玉井和彦 総括次長(企画経営課長) 藤田英友  
次長(水道課長) 清水克徳 施設管理課長 由藤貴文  
下水道課長 村尾治 施設管理課技幹 三宅力

6 委員外議員 なし

7 議会事務局職員出席者

議会事務局長 山本知輝 主任 田辺和之

8 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

9 会議の概要

○ 開会 午前10時00分

●黒田委員長：開会挨拶

○赤尾副市長：挨拶

#### (1) 付託案件審査

##### ◎港務局関係

◇議案第29号 令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）

○西本港湾管理課長：説明

< 質 疑 >

●伊藤謙司副委員長：港湾施設改修事業で、橋の工事を行うにあたり、河床部に軟弱土があったため、工事实施に向けた仮設の検討に日数を要したという話だったが、事前にその軟弱土についてはわからなかったのか。

○西本港湾管理課長：橋脚の基礎部分については、築造時より性状の変更がないため、新たなボーリング調査を実施することは適当でないという判断をし、耐震補強に係る設計については、橋梁築造時に実施したボーリング調査結果を使用して、工事を実施した。

●伊藤謙司副委員長：土壌が弱いことが後からわかったという理解でよいか。

○山下港務局事務局長：橋脚の設計時に使うボーリング調査は基礎から下の部分である。軟弱地盤というのは河床部で、緩い土砂が大体一、二メートルぐらい溜まっており、ボーリング調査する対象になっていないため、今回調査していなかった。

\*後刻一括採決

休憩 午前10時07分／再開 午前10時09分

## ◎経済部関係

### ◇議案第13号 新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例の制定について

○佐藤産業振興課長：説明

< 質 疑 >

●伊藤謙司副委員長：事業廃止もいくつかあるようだが、共同施設設置事業や市場開拓及び催物等事業などを当てにしていた事業者に、来年この補助事業がなくなるということを事前に話していたのか。

○佐藤産業振興課長：共同事業に関しては、今後別途相談があれば、考える必要があると思っているが、最近は全く利用がなかったということで、一旦ここで廃止した。

●伊藤謙司副委員長：事業の廃止は、あまり利用者がいないための見直しという受け止めでいいか。

○佐藤産業振興課長：そのとおりである。

●片平委員：住宅環境整備事業について、市外からの転入者に限定するのを確認したい。市内に以前からおり、ここで働き始めたという人は対象にはならないということでよいか。

○佐藤産業振興課長：市外からの転入者に限定している。

●山本委員：条例を改正することで、どのようなメリットがあるのか。

○佐藤産業振興課長：今回の改正については、厳しい現状の財政事情等も考えながら、中小企業の課題解決に関しては支援していきたいということで見直しを行った。要綱等の補助も含め、併せて改正することによって、これまでの予算規模よりは少なく抑えた形での見直しとはなっている。そのため、人材確保への支援、省人化への支援を継続しつつ、市の財政状況等にも鑑みた見直しとしている。

●山本委員：近年の外国人労働者の人数、どういった国からの労働者が多いか教えてほしい。

○佐藤産業振興課長：外国人労働者は1,600名程度と聞いている。現状増えてきているのは、ベトナムやインドネシアから来ている人が増えていると聞いている。

●片平委員：現行の条例の第10条の2の「後継者の育成、技能の向上等を図るため、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第1項に規定する厚生労働大臣が行う技能検定のうち、市長が別に定める職種及び等級について、合格証書の交付を受けたときは、当該中小企業者に対し、補助金を交付することができる」という部分はなくなるということか。

○佐藤産業振興課長：資格取得への補助の部分は削除する。

●片平委員：その理由とそれに代わるメニューがあれば。

○佐藤産業振興課長：理由としては、利用が極端に少なかったということである。資格に関しては、必ず必要なものについては事業者で取得を進めるが、こちらの事業で取得するのは、どちらかと言うと、個人がリスクリングという意味合いで取得する資格が多かったということがあると思う。そのため、あえてそれを利用する事業者が少なかったと考えている。

●片平委員：そういうメニューを作っている、個人のスキルアップは自分で自由にやってもらう

ため、事業所としてそこにはお金は出さないという事業者が多かったという理解でよいか。

○佐藤産業振興課長：推測のとおりである。しかし、研修事業に関しては利用している事業者も多く、現状、事業所として必要なことには人材育成のための資金を投入しているが、新たな部分については、まだ個人にお任せという事業者が多いと感じている。

< 討 論 > なし

< 採 決 > 全会一致 原案可決

#### ◇議案第14号 新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

○佐藤産業振興課長：説明

< 質 疑 >

●伊藤謙司副委員長：財政状況により、総額としては絞っているのか。

○佐藤産業振興課長：一番基本的な企業立地促進奨励金自体の限度額5億円は今まで通りだが、加算部分の金額を下げている、結果として最高額が今までよりも下がるようになっている。

< 討 論 > なし

< 採 決 > 全会一致 原案可決

#### ◇議案第29号 令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）

○鈴木経済部総括次長（営業推進監）：説明

< 質 疑 >

●片平委員：観光施設支援事業費について、森高リゾートとマイントピア別子に対する燃料費の補助ということだが、これはしないといけないのか。事業者でやりくりするものではないかと思うが。

○阿部観光物産課長：マイントピア別子、森高リゾートはいずれも指定管理者である。指定管理料を試算する際に、燃料費や電気代の単価は、その当時の単価で試算している。現在、燃料単価が高騰しているため、募集当時の単価と現在の単価の差額を補助するもので、指定管理者の責任によって高騰したわけではないため、補助しているものである。

●伊藤謙司副委員長：企業の利益を確保した上で、燃料費高騰分を補助するということか。企業の利益部分を削ってもいいのではと思うが。

○阿部観光物産課長：物価高騰で利益が上がっていない中で、この燃料費高騰分を企業に負担してもらうのは、現状では難しいと思っている。

●伊藤優子委員：中東情勢の影響もあり、燃料価格が不安定だが、これから燃料費が上がった場合、また補正予算で補助を行うのか。

○阿部観光物産課長：今回の財源が国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を100%利用して行うもので、このような国の制度があればそれを利用したい。

●山本委員：ため池等整備事業について、現行でため池の改修を何か所で行っているのか。また、今後の見通しは。

○菅経済部次長（農林水産課長）：現在、事業を実施しているため池は4池であり、今後、3池

の整備を予定している。

- 山本委員：どこの池か。
- 菅経済部次長（農林水産課長）：県営事業においては四ツ池、六郎池、市営事業においては唐戸池となっている。
- 山本委員：この事業は1億円以上が国の予算、1億円以下は市単独のように記憶しているが、その辺りはどうなっているのか。
- 菅経済部次長（農林水産課長）：1億円かどうかは確認が取れませんが、補助の内訳としては、国が55%、県が15%、市が残りの30%を負担している。
- 山本委員：唐戸池の整備は今後どうしていくのか。
- 菅経済部次長（農林水産課長）：唐戸池は令和8年度から始める予定だが、国の補助の前倒しがあり、まずは唐戸池の測量設計を委託する予定としている。
- 山本委員：唐戸池（上）、唐戸池（下）のいずれも整備するのか。
- 菅経済部次長（農林水産課長）：そのとおりである。
- 伊藤謙司副委員長：デマンドタクシー運行事業費について、補正は利用者が増えたことによるものか、委託料によるものなのか、内訳を教えてください。
- 石川地域交通課長：今回の補正額の内訳については、一部利用者が増えた部分に対するものもあるが、主には委託料単価が上昇したことに伴う補正である。

\*後刻一括採決

休憩 午前10時43分／再開 午前10時46分

## ◎建設部関係

### ◇議案第1号 市道路線の認定について

○亀井道路課長：説明

< 質 疑 >

- 伊藤謙司副委員長：市道が1,179路線と増えていく一方だが、廃止ということはないのか。
- 亀井道路課長：別子山に通ずる道路で県から市に移管された道路などでは、通行しない区間の廃止もあり得る。
- 伊藤謙司副委員長：これは住宅地の生活道路のようなものが多いと思うが、それが丸々なくなるようなことはないのか。今後減っていくことも考えられると思うが、今のところそういったことはないのか。
- 亀井道路課長：市街地の市道は、今のところ廃止するような路線はない。また、市道であれば、災害時の補助などのメリットがあるため、廃止する予定はない。

< 討 論 > なし

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第15号 新居浜市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例の制定について

○横山建築指導課長：説明

< 質 疑 >

●伊藤謙司副委員長：開発区域の面積に対する公園等の設置義務要件を3,000平方メートル以上から1ヘクタール以上に基準緩和するということだが、その変更は家の分譲地の感覚で言うと、何戸建てから何戸建てかというのを肌感覚で構わないので教えてほしい。

○横山建築指導課長：一般的には8区画から10区画ぐらいが多いが、3,000平方メートルのうちの3%の緑地のため、90平方メートル程度は必要だということになる。

●伊藤謙司副委員長：8戸建てぐらいの3倍なので20戸建て、30戸建てぐらいであれば公園等の設置をしないといけないということで、これに該当する1ヘクタールの大きな住宅地であれば、それだけ大きな公園になってしまうということか。

○横山建築指導課長：1ヘクタールは1万平方メートルであるため、かなり大きな分譲地になるが、公園もそれに合わせて大きくなる。

< 討 論 > なし

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第29号 令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）

○町田建設部総括次長（都市計画課長）：説明

< 質 疑 >

●篠原委員：市役所周辺道路整備事業はどのような整備を行うのか。また、橋りょう長寿命化事業は何橋を修繕するのか。

○亀井道路課長：市役所周辺道路整備事業は国の都市構造再編集中支援事業補助金を活用して、道路課では金子小学校東側の金子小学校東筋線の道路拡幅と市役所の南側では市役所南通り線の歩道の整備などを行う予定としている。今回の補正は市役所南通り線の測量と設計を行う予定である。橋りょう長寿命化事業については、2橋の橋りょう補修設計と3橋の補修工事を実施する予定としている。

●篠原委員：どこの橋のことか教えてほしい。

○亀井道路課長：補修工事が開運橋、裏新開橋、松の木4号橋を予定している。場所としては、開運橋が上部東西線の南側の上原三丁目の橋梁で、裏新開橋が宇高町にある道路橋、松の木4号橋も松の木団地にある道路橋である。設計委託としては、船木中学校前の船木橋と、その横にある歩道橋を予定している。

●篠原委員：市役所周辺道路整備事業について、金子小学校の東側の歩道を改修するのか。

○亀井道路課長：学校側に道路を拡幅し、歩道を学校側に入れ、車道を拡幅する。車道が6メートル、歩道が2メートルの8メートル幅の道路とする予定である。

●篠原委員：歩道の段差は解消されるのか。

○亀井道路課長：整備後は段差は設けず、境界ブロックで歩道と車道を分離することになっている。

●伊藤優子委員：道路が広くなり、子供たちの安全についてはどう考えているか。

- 亀井道路課長：道路は広くなるが、外側線を引き、車道は4メートルとしている。東側は歩道を整備しないが、外側線で人が通るスペースを広く取っている。
- 山本委員：地籍調査事業費に関連して、上部東西線付近の地籍調査の進捗状況はどのようなか。また、本市は地籍調査が進んでいないという認識があるが、どのような進捗状況か教えてほしい。
- 高橋国土調査課長：大生院地区の地籍調査については、上部東西線が通る区間の分については、今年度、県、国に認証の請求を行っており、今、国において承認の審査中である。それが下りてくるのがおそらく来年度早々ではないかと考えている。その後、来年度の夏ぐらいまでには、登記所に送付し、来年度末までには登記が完了する見込みで事業を進めている。  
地籍調査の進捗については、令和6年度末の状況にはなるが、本市の進捗率は、旧角野町実施分を除いて17.2%の進捗になっている。
- 山本委員：本会議の質問にもあったが、角野の地籍調査は、結局登記ができていないということか。どういうことかわかりやすく教えてほしい。
- 高橋国土調査課長：地籍調査は調査工程が2年間となり、1年目、2年目で調査を行い、終了して認証の請求を行い、国の承認を受けて県が認証し、その後登記所に成果を送って登記するという流れになる。この全工程で3年になる。角野町については、昭和28年度から昭和31年度までの間で、大字角野と大字立川の地区を行っている。調査自体は国の負担金事業という形で受けて行い、終了はしているが、何らかの事情でその成果を登記所に送っていないということで、調査の成果が反映されていない状況になっている。
- 山本委員：今後どうするのか。
- 高橋国土調査課長：本市の進捗率は県内でも低い状況である。国の地籍調査の方針では、防災や都市開発、森林開発というところに注力するという方針であるため、今進めているD I Dは川西地区を進めているが、そちらの新規地区あるいは森林開発の森林保全の観点から別子山地区の調査を行っており、今後も国の方針に沿って進めていく予定としている。一度調査が終わっている形になっている旧角野町については、今後の新規地区あるいは市の施策の重要度を勘案して、選定をしていくような形になると考えている。
- 山本委員：地籍調査には多額の予算がかかるのか。
- 高橋国土調査課長：金額についてははっきりと申し上げることは難しいが、別子山地区は山林の部分に当たるため、先端技術のリモートセンシング、高速法を使って調査しており、比較的安価な事業費になるが、D I Dに関しては都市部分になるため、一つ一つ機械を据えて、近隣住民と境界を確認しながら作業を進めていくことになり、事業費はかなり高額になる。
- 山本委員：私の認識では、新居浜市上部地区が合併する時に角野だけ二、三年遅れたのは、どうも地籍調査の関係ではないのかと思うが、その辺がわかれば。
- 高橋国土調査課長：旧角野町は昭和34年に合併したが、地籍調査との関係についてはわからない。

< 討 論 > なし

< 採 決 > 全会一致 原案可決

## ◎上下水道局関係

### ◇議案第16号 新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○藤田上下水道局総括次長（企画経営課長）：説明

< 質 疑 >

●片平委員：水道料金について、5年前は月に7立米使用している場合は715円だったという資料がある。今回の改定では逡減措置もなくなるため、1,450円になると思う。率にすると倍以上ということになるが、多く使えば使うほど、値上げの倍率は減っていくという計算になるのか。

○藤田上下水道局総括次長（企画経営課長）：多く使えば使うほど、倍率が下がるという形ではなく、まず基本料金、基本水量を使う人の料金が1,110円から1,450円へと約400円上がっている。ただ、20立米を超えて、例えば40立米などの大口の利用者になると、その差額はどんどん開いていくため、使用水量が大きい方が料金値下げになるということはないと思う。

●片平委員：私も50人ほどの市民に聞き取りをして、意見をいただいているが、なるべく使わないようにしようと頑張っているらっしゃる単身世帯の人は、もうこれ以上どうやって節水したらいいかわからないと、中にはもう命に関わるというふうにおっしゃる人もいます。そういう人たちに対する手当というのは何か考えていないのか。

○藤田上下水道局総括次長（企画経営課長）：まず、水道は契約であり、実際に使う人、またその水道料金を引き落とされている人、実際にどれだけ使われているかというのは、具体的には水道局として完全に把握することは困難である。水道局では年齢や所得などの個人情報进行调查できないため、経済的弱者への対応については、生活保護制度や、地域福祉とか介護福祉などの福祉分野で対応すべきだと考えている。

●片平委員：少ない使用量の人ほど水道料金が上がる率が大きくなってしまいうのが、結局基本料金が上がるからそういうことになる。耐震化を進めていくことには異論はなく、ぜひ進めていただきたいと思うが、基本料金を上げてしまうということは、そういう弊害が起きてくるということも考えた上で、この料金設定をしたのかを伺いたい。

集め方というのはすごく丁寧に考えなくてはいけないと思う。一般質問でも固定費は基本料金で賄いたいとおっしゃっていたが、その9割の固定費を全部基本料金で集めようと思えば、基本料金はいくらになるのかということを知りたい。

○藤田上下水道局総括次長（企画経営課長）：固定経費が9割かかり、それを基本料金で全部賄うとなると、水道料金の9割を基本料金でいただき、賄っていただいかなければならない。新居浜市については、業務用、業者さんのようにたくさん使う方と、家庭用、一般家庭で使われる方という形で、料金を分けており、固定経費全てを基本料金で賄おうとすれば、今の倍半分の基本料金をいただかなくてはいけないという状況である。

今、全国的には基本料金をなくしていこうというのがトレンドである。現在、新居浜市を除いた県内10市では、例えば水道料金であればゼロ立米、ゼロからどんどん取っていくというのが2市、本市と同じ8立米からというのが4市、今見直しの最中だが、10立米からというのが

4市となっている。人口減少と節水型普及、それに対して、水道の施設というのは、必要最小限の施設になっているため、それについてはなるべく個人、一つ一つの契約で料金をいただかないといけないというような状況である。

- 篠原委員：上下水道の運営審議会からの答申の中で、基幹管路の耐震化に費用がかかるということで、年平均4.5億円ぐらいのお金が必要とされているが、この内訳はどのようなか。
- 清水上下水道局次長（水道課長）：耐震化にかかる年平均4.5億円の内訳は、基幹管路に約2.5億円、重要施設に接続する管路に約2億円、配水池等に約5,000万円、合計5億円が必要となっており、このうち約5,000万円は国庫補助金の活用を見込んでおり、残りの4.5億円が耐震化のための年平均費用となっている。
- 篠原委員：基幹管路の耐震化完了は約20年後にできるということだが、間違いはないか。
- 清水上下水道局次長（水道課長）：基幹管路の耐震化は20年で完了させることを目標にしている。
- 篠原委員：耐震化事業は大変重要だと思うため、このような計画の着実な成果、進め方をよろしく願います。
- 伊藤謙司副委員長：家庭によって異なると思うが、値上げ率はどの程度なのか。
- 藤田上下水道局総括次長（企画経営課長）：基幹管路の耐震化等に約4.5億円必要で、水道料金全体の収入の約25パーセントになる。一律25%増というわけにはいかないため、基本料金やその他の料金に割り振って考えている。
- 伊藤謙司副委員長：一般家庭であれば20%ぐらいはあがるという話をしても大丈夫か。
- 藤田上下水道局総括次長（企画経営課長）：約20%の値上がりになっている。20立米当たりの家庭用水道料金で比較すると現行の2,680円から3,377円へ、600円ぐらい、約25%の値上がりとなる。
- 伊藤優子委員：今回の値上げによって、当分の間は値上げしなくてもいい見込みなのか。
- 藤田上下水道局総括次長（企画経営課長）：ウォーターPPPや、組織機構改革などの取組によって、人件費やランニングコストを下げることも必要であり、そういったことも想定している。ただ、電気代などの動力費が今の倍半分になるようなことになると、なかなかはっきり10年もつとは答えられないが、基本的に水道料金などについては、大体5年から10年をシミュレーションしているため、それ以上は頑張ってもたせたいと考えている。
- 山本委員：水道料金値上げに際して、基幹管路の耐震化などの、どのように改善していくのかななどの上下水道の情報は市民に情報として流さなければいけないと思うがいかがか。  
また、水道事業は現在直営だが、委託して民間事業者が行うのと、市職員が行うのとでは市民にとっての印象が大きく異なると思うが、その辺の考え方について伺う。
- 藤田上下水道局総括次長（企画経営課長）：市民への情報提供については、市政だよりでの広報を考えている。この議会で可決されれば、3月末に原稿を起し、最短で6月号での掲載を考えている。また、議会への説明で計画の資料を渡しているが、市民にとってより分かりやすいものを作成し、提案できればと考えている。

委託については、ウォーターPPPということで、上下水道一体的に委託する形になって

いるが、すでに委託している運転管理業務などをSPC、特別目的会社というものをいろんな会社が出資して設立し、そこでやってもらうことを考えている。業務範囲については、今はお客様センターや一部受付業務などを委託しているが、水道事業の根幹となる水道料金や耐震化の計画をどう進めていくのかなど、大きな工事の施工管理はあくまで直営で考えており、大丈夫だと思う。委託したいと考えているのは、簡単な修繕的なもので、公共枿の設置なども今は単価契約しており、そういったものを同じ単価で委託業者から発注してもらった方が早いのではないかと、職員が他の基幹管路や管路更新に関われる形で考えている。

●**山本委員**：業者が集まって委託先の企業を作るといような答弁があったが、どのようなものなのか。

○**玉井上下水道局長**：委託先のSPC、特別目的会社というのはまだ今のところではできておらず、今応募してくれているコンソーシアムというグループがあるが、そちらが事業を契約した後に、各会社が出資してSPCを設立して、正式に新居浜市から発注するウォーターPPPを含む包括的民間委託の業務を受注するようになる。先ほど質問のあった民間委託することに対する不安への補足だが、基本的には市内の業者が今まで受注している仕事は市内の業者に回るような仕組みを作り、修繕や改築計画などの任せでもいい部分は任せるが、任せた部分についてはきちんと履行監視をしながら、新居浜市の意図に沿った事業運営ができていくかどうかというのは常に監視をしていくということで、今その辺りの最終的な詰めをしている。そういう中で、委託したことによって料金に反映されないかなど、市民の皆様もいろいろな不安を持つと思うが、そういう不安が払拭されるような内容で制度設計をしているため、民間委託をすることによる弊害はないと認識いただきたい。

●**山本委員**：今、南海トラフ巨大地震が発生した場合、市内の水道の何%が使用できなくなる想定なのか。

○**清水上下水道局次長（水道課長）**：上水道については、道路に埋まっている水道の本管の耐震化は進めているが、そこから分かれて各家庭に引き込んでいる給水管が被害を受けると想定されており、県の発表によると、南海トラフ巨大地震級の地震直後はですね、99.9%の断水が想定されている。それを2日の間である程度、人が1日あたり必要な3リットルの水を賄えるように、応急給水の計画は立てている。

●**山本委員**：市が道路に埋設している菅は大丈夫なのか。

○**清水上下水道局次長（水道課長）**：耐震化できてない管は被害を受けると想定している。今の耐震化率が43%で、残りの6割方はまだ耐震化できてない管のため、地震の規模等にもよるが、それらの管については破損などの被害は想定される。

< 討 論 >

●**片平委員**：やはり少ししか使っていない人たちに対する配慮もセットで考えていかななくてはいけないと考える。議案第16号に対して反対する。

●**篠原委員**：資料があると分かりやすいため、市政だよりも掲載するということだったが、そのような情報を載せて理解を求めるような施策をしていただくことをお願いして賛成する。

< 採 決 > 賛成多数 原案可決

◇議案第17号 新居浜市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○藤田上下水道局総括次長（企画経営課長）：説明

< 質 疑 >

●篠原委員：下水道の耐震化対策についてはどのようにになっているのか。

○村尾下水道課長：下水道施設は水道施設と比べて規模が大きく、地震対策を進めるには多額の費用を要することから、基本的には老朽化対策と併せて実施するとともに、下水BCP計画に基づき速やかな復旧を図る方針である。一方で、緊急輸送路下の管路や避難所などの重要施設からの配水を担う管路など、早急に対策が必要なものについては、総合地震対策計画や上下水道耐震化計画に基づいて対策を進める。

< 討 論 >

●片平委員：水道料金とセットで下水道料金の大きい値上げということになると、本当に生活困難な方たちへの負担がかなり増える。そこへの手当とセットで考えなければいけないというふうに思う。反対する。

< 採 決 > 賛成多数 原案可決

◇議案第33号 令和7年度新居浜市水道事業会計補正予算（第2号）

○藤田上下水道局総括次長（企画経営課長）：説明

< 質 疑 > なし

< 討 論 > なし

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第34号 令和7年度新居浜市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○藤田上下水道局総括次長（企画経営課長）：説明

< 質 疑 >

●篠原委員：港町雨水ポンプ場は令和8年度の完成予定だが、今後のポンプ場の改築予定はあるのか。

○由藤施設管理課長：公共下水道の雨水ポンプ場は11施設ある。施設の老朽化に応じて施設の改築、更新を進めているが、躯体の寿命に合わせて順次建て替えを進めていく必要があると考えている。現在は2施設の建て替えについて検討を進めている。

●篠原委員：具体的にはどこの施設か。

○由藤施設管理課長：西原のポンプ場と垣生のポンプ場の検討を進めている。

< 討 論 > なし

< 採 決 > 全会一致 原案可決

○閉 会 午前11時56分 閉会

# 経済建設委員会付託案件表

令和8年3月9日

## ○港務局関係

議案第29号 令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出 第8款 土木費 ページ  
第4項 港湾費 . . . . . 6・52

第3表 繰越明許費補正 追加

第8款 土木費  
第4項 港湾費 . . . . . 9

## ○経済部関係

議案第13号 新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第29号 令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出 第2款 総務費  
第1項 総務管理費  
5目 企画費 デマンドタクシー運行事業費 . . . . . 5・35  
第6款 農林水産業費（第1項 農業費 2目 農業総務費を除く）  
. . . . . 5・46・47  
第7款 商工費（財源補正を除く） . . . . . 5・48・49

第3表 繰越明許費補正 追加

第6款 農林水産業費（第1項 農業費 地籍調査事業費を除く） . . . 8  
第7款 商工費 . . . . . 8

## ○建設部関係

議案第 1 号 市道路線の認定について

議案第 15 号 新居浜市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例の制定  
について

議案第 29 号 令和 7 年度新居浜市一般会計補正予算（第 8 号）

第 1 表 歳入歳出予算補正中

歳出 第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

ページ

2 目 農業総務費 . . . . . 5・45

第 8 款 土木費（第 4 項 港湾費を除く） . . . . . 5・6・49~51・53

第 3 表 繰越明許費補正 追加

第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費 地籍調査事業費 . . . . . 8

第 8 款 土木費（第 4 項 港湾費を除く） . . . . . 9

## ○上下水道局関係

議案第 16 号 新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 17 号 新居浜市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 33 号 令和 7 年度新居浜市水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 34 号 令和 7 年度新居浜市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）